

経 済 産 業 省

官 印 省 略
20190327 電委第3号
平成31年3月28日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

一般送配電事業者の収支状況の事後評価について（回答）

平成30年9月26日付け20180925資第22号により貴職から当委員会に意見を求められた一般送配電事業者の収支状況について、確認結果は別紙のとおりです。

下記の対象事業者については、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（14）に照らし、託送供給約款の変更認可申請を命ずることが必要とは認められませんでした。

記

（対象事業者）

- | | |
|------------------|--------------------|
| ・北海道電力株式会社 | 法人番号 4430001022351 |
| ・東北電力株式会社 | 法人番号 4370001011311 |
| ・東京電力パワーグリッド株式会社 | 法人番号 3010001166927 |
| ・中部電力株式会社 | 法人番号 3180001017428 |
| ・北陸電力株式会社 | 法人番号 7230001003022 |
| ・関西電力株式会社 | 法人番号 3120001059632 |
| ・中国電力株式会社 | 法人番号 4240001006753 |
| ・四国電力株式会社 | 法人番号 9470001001933 |
| ・九州電力株式会社 | 法人番号 4290001007004 |
| ・沖縄電力株式会社 | 法人番号 3360001008565 |